

高齢者救急通報システムのご案内

(R6.4)

● 事業の概要

ひとり暮らし等の高齢者宅に通報機器を設置し、身体・生命にかかわる緊急事態の際に区が委託契約している警備会社の警備員がかけつけ、消防署への通報等の緊急対応をおこなうものです。

● 対象

慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方、(※)同居者の就労等により日中(夜間)長時間ひとりになる65歳以上の方

※利用者を除く同居世帯員全員分の就労証明書等が必要となります。

◎救助活動を円滑に行うため、警備会社に自宅の鍵を一式預けていただく必要があります。

◎連絡手段として電話が必要です。(固定電話・IP電話・携帯電話等回線種別は問いません)

● 設置機器の内容

○主装置・通報用ペンダント

ペンダントのボタンを押すだけで警備会社に警報が送信され、警備員が利用者の状況確認を行い消防署へ通報します。

○火災センサー・ガスセンサー

センサーが感知すると自動的に警備会社に警報が送信され、警備員が利用者の状況確認を行い消防署へ通報します。

○生活リズムセンサー

室内に設置した赤外線式の人感センサーが24時間反応しなかった場合、自動的に警備会社に警報が送信され、警備員が利用者の状況確認を行い消防署へ通報します。

※警報受信後、警備会社がお電話等で状況の確認を行いますが、応答がなかった場合などは、不測の事態に備え、あらかじめ消防署へ通報を行った上で警備員が駆け付けることがあります。

● 利用者負担額

月額1,500円(住民税非課税者は750円・生活保護受給者等は免除)

※住民税未申告の方等、課税状況を区が確認できない方は1,500円

駆け付ける警備員は安否確認及び救助活動を目的としています。

目的を逸脱した通報が相次ぐ場合・機器を正しくご利用いただけない場合はこのサービスの利用を継続できなくなります。

● 通報に関する注意事項

- ①警備員は介護職員ではないため、利用者の看護や身体介護を行えません。
- ②警備員は救急車への同乗・付き添いを行いません。
- ③通報用ペンダントは屋外では使えません。
- ④警報受信後、警備会社が必要と判断した場合は、お預かりした鍵を警備員が使用し、利用者宅の玄関を開錠し入室します。また、救急車で搬送された際は、警備員が自宅の戸締りをします。
- ⑤24時間以上外出する場合は機器を外出モードに設定し、センサーをオフにしてください必要があります。
- ⑥利用者が誤ってペンダントを押した場合や、生活リズムセンサーを外出モードに設定せずに24時間以上留守にした場合等も、自動的に警備会社に警報が送信され、警備員が安否確認を行います。

● その他

- 機器は常に通電が必要です。コンセントは抜かないでください。
- 緊急連絡先の住所や電話番号が変わったとき、または緊急連絡先等が変更になったときはお知らせください。
- 鍵の変更や追加をした時は必ず警備会社に連絡のうえ、鍵を預けてください。
- 利用者の責めに帰すべき理由により機器を損傷・紛失した場合、損害額を警備会社へお支払いいただきます。

● 申請受付

お近くの長寿サポートセンター、または江東区役所(長寿応援課 シニア活躍支援係〈3階8番窓口〉)で申請を受け付けます。

● 問合せ先

江東区 福祉部 長寿応援課 シニア活躍支援係

電話：03（3647）9468

FAX：03（3647）9247



※本事業は「江東区高齢者救急通報システム運営要綱」に基づき実施しています